

第1回 江南市中小企業振興基本条例 検討委員会 会議録

●日 時 平成31年1月31日(木) 午後1時45分～午後2時45分

●場 所 市役所 防災センター2階 災害対策本部会議室

●出席委員 7名 (敬称略・順不同)

中部大学経営情報学部教授	森岡 孝文
江南商工会議所事務局長	遠藤 和幸
株式会社林商店代表取締役	林 康雄
森永乳業株式会社中京工場長	重野 英明
	(代理 福田 篤司)
江南金融協会会長	早川 徹也
愛知県産業労働部産業労働政策課主幹	鵜飼 司
江南市経済環境部長	武田 篤司

●事務局

商工観光課長	山田 順一
主査	長谷川 悟
主任	西村 高幸

●傍聴者数 1人

●配付資料

- ・江南市中小企業振興基本条例 検討委員会 委員一覧
- ・今後の進め方について
- ・江南市における中小企業振興基本条例に関する経過状況について
- ・江南市中小企業振興基本条例(素案)

●参考資料

- ・江南市中小企業振興基本条例検討委員会設置要綱

開会(午後1時45分)

1. 副市長挨拶
2. 委員及び事務局紹介
3. 委員長の選任

《委員からの推薦と承認の結果、森岡委員が委員長に選任》

4. 委員長あいさつ

《委員長あいさつ後、設置要綱第4条第3項に委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理することとなる。委員長は、江南商工会議所の遠藤委員を代理者に指名した》

《傍聴人入室》

5. 議題

(1) 今後の進め方について

事務局 全3回検討委員会を行う予定です。第2回は2月中旬、第3回は5月下旬を予定しています。今回と第2回の検討委員会で条例・条文への意見をいただきます。意見を反映させた条例案を4月にパブリックコメントを行い、広く市民に公表します。市民の意見を考慮して意思決定を行います。第3回の検討委員会でパブリックコメントの結果に基づき、条例の最終決定を行います。その後、9月の定例議会に条例案を提出し、議決を受け、10月より施行というスケジュールを想定しています。

《委員より意見等なし》

(2) 市におけるこれまでの経過状況について

事務局 江南市において中小企業振興基本条例が特に取り上げられるようになったのは、江南市議会での質問です。平成24年度に愛知県が愛知県中小企業振興基本条例を制定されましたこともあり、平成25年よりほぼ毎年市議会で取り上げられました。

続いて、江南商工会議所などから、条例制定について、平成28年度より毎年、市に要望書の提出があります。

講演会等につきましては、平成28年度に、江南商工会議所青年部や愛知中小企業家同友会江南岩倉地区が、条例に関する講演会や報告会などを実施しています。

こうした動きを受け、市は愛知中小企業家同友会江南岩倉地区や江南商工会議所に声かけし、条例制定に関して意見を聞く、懇談会を実施しました。

そうしたところ、条例制定について前向きに取り組んでいく意見をいただいたことから、条例に関する意見交換や勉強を行う、懇談会を計7回実施しました。

江南市中小企業振興基本条例（仮称）推進懇談会といたしまして、引き続き更なる取り組みを行い、他の参加者も懇談に参加してもらうため、平成29年12月に名称変更し、条例の理解や地域資源などの洗い出しなどを行い、現在まで計10回開催し、条例の前文及び本文の素案を作

成しました。

こうした結果を受け、これまでの懇談会は任意の会議でありましたが、市の公式な会議として、検討委員会を設置し、条例制定に向けた検討を行うことを決定しました。

条例素案につきましては、江南市中小企業振興基本条例（仮称）推進懇談会から市に対し提言書として提出されたものを基に作成されています。

《委員より意見等なし》

（３）の江南市中小企業振興基本条例（素案）について

《事務局より条例（素案）について説明》

委員 現在中小企業の中では事業承継が課題となっている。自分の後継者として、身内ではなくても事業承継させていくために、事業承継に関する中小企業の円滑化を図るという項目を加えていただきたい。

それと、事業所というものは毎年廃業があり、事業所数が減っている。その面で江南の中で循環して事業を行っていこうと思うのであれば、創業に関する施策、創業推進に関する支援施策も加えていただきたい。

事務局 確かに本文中にはありませんので、検討を加えていきたいと考えます。

委員 第１０条の創造というのは創業のことを意味しているのか。それとも新商品や新製品の開発のことを意味しているのか。それから創業という概念がここに入っていないなら、ぜひ創業と経営の継承の支援ということをどこかに組み込んでいただきたい。第３条第２項、中小企業者が地域社会の発展及び市民生活の向上に重要な役割を果たしているという認識の下に行うこと。とある。前文をみると、最後の３行のところ、地域経済という言葉が出てきている。第１条にも地域経済、第９条にも地域経済となっている。地域経済の発展の方がわかりやすいと思う。中小企業の振興を図ることによって地域経済が発展する。それが地域社会の発展や市民生活の向上につながる。それから第３条の基本理念を三つあげられた経緯を教えてください。

事務局 第１０条の創造の内容につきましては、また検討後お伝えします。第３条第２項につきましても、地域経済と地域社会、どちらがよいのか検討をしていきたいと思えます。第３条の基本理念を三つあげた経緯につきましては、様々な条文等を参考にしたうえでのこととなります。

委員 中小企業経営者の平均年齢は６７歳、高齢化している。条例の制定により経営者にとって明るい未来が見えることにつながるのではないかと感じる。基本理念の中に、自主的な努力という言葉が出ているが、高齢の経営者にと

っては非常に厳しいという気がする。あと、中小企業者は大企業者とも連携を密にしていく必要があると感じる。

委員 金融機関が担う役割も重要であると感じる。

委員 様々な意見の中で、言葉の定義を明確にしてほしい、わかりにくいところは、事務局からまた委員にフィードバックしていくということとなる。

6. その他

《事務局より次回日程について説明》

閉会（午後 2 時 45 分）

江南市中小企業振興基本条例（素案）

江南市は、濃尾平野の北部、木曾川の南岸に位置し、古来より人々が集い生活を営み、多くの戦国武将を育み、活躍した地域です。

産業では、明治時代に養蚕が盛んになり、絹織物産業が行われるようになりました。戦後、高級カーテンなどの室内装飾織物の分野では、全国から高い評価を得ています。絹織物産業だけでなく様々な業種の企業が互いに支え合い、成長をとげてきました。

こうしたなかで、市内の事業所の大半を占める中小企業者は、様々な団体等と連携し多様な事業活動を通じ、地域循環型経済の基礎であり続けるとともに、人材育成や雇用創造の中心的な役割を果たしてきました。

近年、経済の国際化が急速に進んだことによる企業間競争の激化に加え、少子高齢化や人口減少、消費構造の変化など、中小企業を取り巻く環境は激変してきました。そのうえ、経営者の高齢化、後継者不足、事業承継などの課題が、深刻になっています。

人も地域も生き生きとし、賑わいと魅力あふれる江南市であり続けるためには、地域循環型経済を活性化させ、多様で活力ある自立的発展を継続していくことが重要です。そのためにも、改めて小規模事業者を含む中小企業者が地域経済の重要な担い手であることを認識すると共に、市民・企業・行政の総力を結集させ、豊かな市民生活の実現と中小企業の振興を図るために、この条例を制定します。

（目的）

第 1 条 この条例は、中小企業の振興に関し、市、中小企業者等の責務や役割を明らかにするとともに、中小企業の振興に関する施策（以下、「中小企業振興施策」という。）の基本事項を定める事により、地域経済の活性化及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項各号に掲げるものであって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。

- (2) 中小企業団体 商工会議所、商店振興組合、事業協同組合その他の中小企業の振興を目的とする団体をいう。
- (3) 大企業者 中小企業者以外の事業者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (4) 金融機関 銀行、信用金庫その他の金融業を営むもので、市内に事業所を有するものをいう。
- (5) 市民 市内に居住する者及び市内に通勤し、又は通学する者をいう。

(基本理念)

第3条 中小企業の振興は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 中小企業者の自らの創意工夫及び自主的な努力が尊重されること。
- (2) 中小企業者が地域社会の発展及び市民生活の向上に重要な役割を果たしているという認識の下に行うこと。
- (3) 市、中小企業者、中小企業団体、大企業者、金融機関及び市民が中小企業の果たすべき役割の重要性を理解し協力して行われること。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、中小企業の実態の的確な把握に努めると共に、中小企業振興施策を総合的に推進しなければならない。

- 2 市は、中小企業振興施策の推進に当たっては、国、県その他関係機関との連携及び協力に努めなければならない。
- 3 市は、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行並びに透明かつ公正な競争及び契約の適正な履行の確保に留意しつつ、地域内の中小企業の受注機会の増大に努めなければならない。

(中小企業者の責務)

第5条 中小企業者は、基本理念にのっとり、経済的社会的環境の変化に適応するため、自主的に経営の革新（中小企業基本法第2条第2項に規定する経営の革新をいう。以下同じ。）及び経営基盤の強化に努めなければならない。

- 2 中小企業者は、事業活動を行うに当たっては、地域社会の一員としての社会的責任を認識し、地域社会へ貢献及び市民生活の向上に資するよう努めなければ

ばならない。

- 3 中小企業者は、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(中小企業団体の役割)

第 6 条 中小企業団体は、基本理念にのっとり、中小企業者の経営課題に対し、課題解決に向けた事業計画の策定の支援等の専門性の高い支援を通じ、中小企業の経営力の強化に努めるものとする。

- 2 中小企業団体は、事業活動を行うに当たっては、中小企業者との連携及び協力を努めるものとする。

(大企業者の役割)

第 7 条 大企業者は、基本理念にのっとり、中小企業の振興が地域経済の発展において果たす役割の重要性を理解し市が実施する中小企業施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 大企業者は、事業活動を行うに当たっては、中小企業者との連携及び協力を努めるものとする。

(金融機関の役割)

第 8 条 金融機関は、基本理念にのっとり、中小企業者が経営の安定化並びに新たな事業展開等の経営の改善及び向上に取り組むことができるよう、円滑な資金の供給、有用な情報の提供、経営相談等の支援を行うことにより、中小企業の成長発展に協力するよう努めるものとする。

- 2 金融機関は、事業活動を行うに当たっては、中小企業者との連携及び協力を努めるものとする。

(市民の理解と協力)

第 9 条 市民は、中小企業振興施策が地域経済の発展並びに市民生活の安定及び向上に寄与することを理解し、中小企業振興施策に協力するよう努めるものとする。

(施策の基本方針)

第 10 条 市は、国、県その他関係機関と連携しつつ、次に掲げる基本方針に基づ

き、中小企業振興施策を実施するものとする。

- (1) 中小企業者の経営の安定及び経営の革新を促進すること。
- (2) 中小企業の創造及び中小企業者の新技術開発を促進すること。
- (3) 中小企業者の資金調達を円滑化すること。
- (4) 中小企業者の産学官連携を促進すること。
- (5) 中小企業者における人材の確保及び育成を支援すること。

(施策の推進に係る措置)

第11条 市は、中小企業の振興に関する施策の推進に当たっては、中小企業者、中小企業団体、市民等の意見を聴取するため、会議の設置や調査等により、中小企業の状況を把握し、適時に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第12条 市は、中小企業振興を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。